

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○アドミッションポリシーに関する計画

- 1 入学試験方法の見直しを進めるとともに、高大連携や地域・自治体との連携を推進し、教育内容及び入試広報を充実させて広く情報を発信する。

○教育課程、教育方法に関する計画

(学士課程)

- 2 将来の医療人としての自覚を促し、動機付けるためのプログラムの充実を図る。
- 3 医歯学融合教育新構想下で作成した教養教育を含む新カリキュラムを導入する。
- 4 医歯学融合教育新構想下で作成した新カリキュラムを導入するとともに、教養部と各学部間の教育連携を充実させる。
- 5 各学科で実施している、自己問題提起・解決型授業を充実させるとともに、ICTを用いた教材の開発・活用支援を実施する。
- 6 海外大学との単位互換制度を充実させるとともに、留学生との交流の在り方と海外派遣前の学生に対する準備教育について検討する。
- 7 医歯学融合教育新構想下で作成した倫理教育を含む新カリキュラムを導入するとともに、体験・実習型学習を充実させる。
- 8 既存の大学間連携について充実させるとともに、引き続き有効性を検証し、今後の連携の在り方を検討する。
- 9 早期研究者育成コースへの入学を促進するとともに、研究体験実習等を充実させる。

(大学院課程)

- 10 研究科内あるいは研究科間における横断的教育体制の在り方について協議する。
- 11 海外提携大学との学生交流の推進策について検討するとともに、現行の連携活動を推進する。
- 12 大学間の連携・連合を活用した大学院分野における教育の推進策について検討するとともに、現行の連携活動を推進する。
- 13 社会人大学院生の履修環境を充実させる。

○教育の成果・効果の検証に関する計画

- 14 各学部・学科及び研究科において実施している教育の成果・効果の検証方法について改善策を検討する。

○成績評価に関する計画

- 15 各学部・学科における学位授与方針について検討する。
- 16 各学部・学科及び研究科における試験方法、成績評価システムについて改善策を検討する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教職員の配置に関する計画

- 17 教員の戦略的な配置を実施するための改善策について検討する。

○教育環境の整備に関する計画

- 18 図書館のマルチメディア環境を充実させるとともに、それに応じた情報ネットワークの整備を行う。

○教育の質の改善のためのシステムに関する計画

- 19 各学部・学科及び研究科で実施しているFD研修の充実を図る。
- 20 各学部・学科及び研究科で行っている教育の成果・効果の検証方法について改善策を検討し、カリキュラムや授業内容等の改善を図る。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学生の学習と生活支援に関する計画

- 21 スチューデントセンターを中心として、保健管理センター、国際交流センターと各学科等で実施している相談・支援との連携体制を強化する。
- 22 学生の経済状況及び就職状況について調査・分析を行い、必要な施策を検討-1するとともに、企業説明会等、就職支援活動の充実を図る。
- 22 平成23年3月に発生した東日本大震災により授業料等の納付が困難となつた学生に対し、経済的理由により就学を断念することがないように、授業料免除等の経済的支援に関する制度の充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究水準に関する計画

- 23 重点領域の研究を推進するために構築した運営体制に基づき、学部、研究科、研究所等を超えた有機的連携を図る。
- 24 重点研究領域の拠点化に向け国内外の研究機関との連携を展開する。

○成果の社会への還元等に関する計画

- 25 研究成果の公表、社会への還元に関して、研究情報を積極的に発信する。
- 26 附属病院において治験実施を促進するとともに、研究成果のライセンス化や研究情報の社会への発信を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○研究者の配置に関する計画

- 27 若手研究者を中心とした優秀な人材を適切に配置する。
- 28 学長のリーダーシップに基づき、研究推進協議会を中心に学部・研究科・研究所が連携を図り、新たな研究実施体制を充実させる。

○研究環境の整備に関する計画

- 29 全学的に支援すべき戦略的研究活動に対して、重点的な資金の配分を推進する。
- 30 研究支援室を中心に、各部局や研究所、共同研究施設で管理している機器・設備の計画的共用化を図る。
- 31 学内の共用センターや研究支援組織の継続的見直しを行う。

○研究者支援に関する計画

- 32 優秀な大学院生及び若手研究者の経済的支援・研究費支援を行う。
- 33 女性研究者支援を継続して行う。

○知的財産の創出等と社会への還元に関する計画

- 34 重点領域の研究を推進するため、学部、研究科、研究所等を超えた有機的連携を構築した運営体制にするとともに、知的財産の積極的な創出を促す。

○研究の質の向上システムに関する計画

- 35 研究者の評価システムや、優れた研究者に対するインセンティブ付与について継続的に見直しをする。

○共同利用・共同研究拠点に関する計画

- 36 難治疾患共同研究拠点の実施体制について、自己点検・評価を実施する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

○社会との連携・協力に関する計画

- 37 企業や関係研究機関等との連携研究を推進するとともに、地域医療機関との連携・協力の充実を図る。

○社会貢献に関する計画

- 38 公開講座や社会人を対象とした教育プログラム等を実施するとともに、継続的な見直しを行う。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

○国際化に関する計画

- 39 国際化を支援する学内体制の強化・改善策を推進する。
- 40 留学生に対する学習支援、生活支援策システムの構築・拡充を図り、優秀な留学生を確保するためのシステム構築を推進する。
- 41 医歯学領域の国際的な教育・研究ネットワークの構築を推進するとともに、海外連携機関との共同研究を進める。
- 42 医療・歯科医療の国際ネットワークの構築を検討する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○管理運営体制の強化に関する計画

- 43 各診療科や病院全体の運営の効率化と財政基盤の充実に資するよう、部門別原価計算等のデータを分析・評価し、活用を図る。
- 44 効率的な病院運営を推進するための運営体制の構築を図るとともに、施設・設備のマスタープランに基づく整備をさらに推進する。

○安全で良質な医療の提供に関する計画

- 45 医療安全対策講習会の開催や医療安全マニュアルの見直しにより病院職員の意識向上を徹底する。
- 46 診療科レベルでの病診連携の体系化を進めるとともに、地域への医療サービスの向上を図る。
- 47 医学部附属病院と歯学部附属病院において連携を図り、チーム医療による重点的・横断的診療体制の検討を行う。

○臨床研究の推進と医療の高度化に関する計画

- 48 医学部附属病院と歯学部附属病院において連携を図るとともに、関係者に臨床応用のための各種制度や、手続きの周知・指導を通して研究成果の応用を促進する。

49 高度医療、専門的医療の実施体制の問題点等について整理・分析するとともに、診療体制の整備充実に向けた方策を検討する。

○豊かな人間性を備えた医療人の育成に関する計画

50 最新の医療セミナー等を開催し、先端的医療知識の理解と普及を図り、職種間の連携を促進するとともに、卒前教育・卒後研修については実践的・効率的な方策を検討する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○教育活動に関する計画

51 歯学部及び歯学部附属病院との連携を強化し、口腔保健学に関する高度専門職養成のため教育内容の質の向上を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略に関する計画

53 各推進協議会、各戦略会議において、大学運営に関する企画立案、経営戦略を推進する。

○戦略的な学内資源配分に関する計画

54 経営戦略に沿った戦略的な学内資源配分を推進する。

○教育研究組織の見直しに関する計画

55 各推進協議会、各戦略会議と各部局が連携しながら、社会的なニーズ等を踏まえ、教育研究組織の見直しを行う。

○人事の適正化に関する計画

56 教職員の人事評価システムについて継続的に見直しを行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の見直しに関する計画

57 業務の恒常的な見直しを行い、必要に応じて事務組織の再編・職員配置等を行う。

○事務処理の効率化・合理化に関する計画

58 業務実態の調査結果を踏まえ、効率化・合理化を推進する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○外部資金の確保に関する計画

- 59 技術交流・技術移転イベントにおいて本学発の技術や知的財産を発信し、外部資金の獲得を図る。
- 60 外部資金獲得のためのシステムを構築するとともに、外部研究資金公募情報等について学内周知を徹底する。

○附属病院収入の確保に関する計画

- 61 両病院の役務契約や医薬品・医療材料の購入内容を適宜見直し、私費料金の内容についても精査する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○経費の抑制に関する計画

- 62 継続して国家公務員に準じた人件費改革を実施する。
- 63 保守・委託契約や購入契約の見直し等管理的経費の節減及び省エネルギー計画を推進する。
- 64 上記の見直し及び計画の策定状況を踏まえつつ、従前の節減方策を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の運用管理に関する計画

- 65 学内資金の効率的・効果的運用を検討し、順次実施する。
- 66 物品再利用及び共同利用について、効率的・効果的な方法を検討し、順次実施する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○評価の充実及び評価結果の活用に関する計画

- 67 第一期中期目標期間に構築した評価体制や実務作業等の見直しを行い、評価システムの改善充実を図る。
- 68 中期計画や年度計画、及び各評価の結果を教職員自身が確認し、業務改善に資するよう、周知方法の見直しを行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

○情報公開の推進に関する計画

69 全学的な広報について見直しを行うとともに、情報公開及び情報発信を推進する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○施設等の有効活用の推進に関する計画

70 学内スペースの流動的・弾力的利用を推進するとともに、既存組織の再配置計画を検討する。

71 施設の長期的利用の観点から策定した修繕計画に基づき、維持管理を行う。

72 地球環境に配慮した運営計画を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全管理に関する計画

73 労働安全衛生管理を徹底し、良好な教育研究環境を確保・維持し改善する。

74 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策基準の周知徹底を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○法令遵守に関する計画

75 適正な業務運営が行われているか、内部監査にて検証する。

76 研究活動に係る不正行為防止を徹底し、法令遵守に関する啓発及び研修を行う。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 4 1 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

次の財産について、譲渡手続を進める。

1) 国府台地区の土地の一部(千葉県市川市国府台2丁目1番31 377.40 m²)

2) 国府台地区の土地の一部(千葉県市川市国府台2丁目1番31 76.10 m²)

3) 妙高高原地区(赤倉寮)の土地(新潟県妙高市大字関山字妙高山6087番1, 655.54 m²)

2 重要な財産を担保に供する計画

医学部及び歯学部附属病院における施設の整備に必要な経費の長期借りに伴い、本学の敷地及び附属病院の建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、

「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
・(湯島)医学系研究棟取壊し ・(医病)基幹・環境整備(歩行者用デッキ等) ・(歯病)基幹・環境整備(旧歯科外来事務棟空調機更新等) ・(医病・歯病)基幹・環境整備(蒸気ボイラー等更新) ・小規模改修 ・災害復旧工事	1,627	施設整備費補助金(470) 長期借入金(1,107) 国立大学財務・経営センター施設費交付金(49)

注1) 百万円未満切捨てにより表示している。

注2) 金額は見込みであり、上記の他業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

経営戦略に沿った戦略的な学内資源配分を推進する。

教職員の人事評価システムについて継続的に見直しを行う。

継続して国家公務員に準じた人件費改革を実施する。

(参考1) 平成23年度の常勤職員数1404人
また、任期付職員数の見込みを 644人とする。

(参考2) 期間中の人件費総額見込み 19,105百万円

3 災害復旧に関する計画

平成23年3月に発生した東日本大震災により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成23年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	15,612
うち補正予算による追加	48
施設整備費補助金	470
うち補正予算による追加	82
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	1,065
国立大学財務・経営センター施設費交付金	49
自己収入	29,191
授業料及入学金検定料収入	1,605
附属病院収入	27,185
財産処分収入	0
雑収入	399
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	3,818
長期借入金収入	1,107
目的積立金取崩	0
計	51,316
支出	
業務費	40,194
教育研究経費	11,405
うち設備災害復旧事業	47
診療経費	28,788
船舶建造費	0
施設整備費	1,627
うち施設災害復旧事業	82
補助金等	1,065
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	3,818
長期借入金償還金	4,609
計	51,316

注1) 百万円未満切捨てにより表示している。

注2) 施設整備費補助金収入には、平成23年度補正予算(第1号)により措置された東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業が含まれている。

注3) 運営費交付金収入には、平成23年度補正予算(第3号)により措置された東日本大震災により被災した設備に係る災害復旧事業(設備分47百万円)及び被災した学生等に係る授業料等免除事業(1百万円)が含まれている。

また、授業料及入学金検定料収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

[人件費の見積り]

期間中総額 19,105百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 11,926百万円)

※「施設整備費補助金」は、前年度よりの繰越し(繰越額 0百万円)

※「産学連携等研究費収入及び寄付収入等」のうち、前年度よりの繰越し額からの使用見込み額 180百万円

2. 収支計画

平成23年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	48,026
業務費	42,529
教育研究経費	5,088
うち施設災害復旧事業	67
うち設備災害復旧事業	4
診療経費	15,179
うち施設災害復旧事業	1
受託研究費等	1,836
役員人件費	134
教員人件費	7,976
職員人件費	12,312
一般管理費	692
うち施設災害復旧事業	13
財務費用	956
雑損	0
減価償却費	3,848
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	51,109
運営費交付金収益	15,538
うち補正予算による追加	48
授業料収益	1,284
入学金収益	197
検定料収益	45
附属病院収益	27,751
受託研究等収益	1,836
補助金収益	657
うち補正予算による追加	82
寄附金収益	1,411
財務収益	1
雑益	1,055
資産見返運営費交付金等戻入	385
資産見返補助金等戻入	538
資産見返寄附金戻入	340
資産見返物品受贈額戻入	64
臨時利益	0
純利益	3,083
目的積立金取崩益	0
総利益	3,083

注1) 百万円未満切捨てにより表示している。

注2) 補助金等収益には、平成23年度補正予算（第1号）により措置された東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業が含まれている。

注3) 運営費交付金収益には、平成23年度補正予算（第3号）により措置された東日本大震災により被災した設備に係る災害復旧事業（設備分47百万円）及び被災した学生等に係る授業料等免除事業（1百万円）が含まれている。

また、授業料及入学金検定料収益の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

3. 資金計画

平成23年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	64,885
業務活動による支出	41,857
うち施設災害復旧事業	82
うち設備災害復旧事業	4
投資活動による支出	2,628
うち設備災害復旧事業	43
財務活動による支出	5,627
翌年度への繰越金	14,770
資金収入	64,885
業務活動による収入	49,686
運営費交付金による収入	15,612
うち補正予算による追加	48
授業料及入学金検定料による収入	1,605
附属病院収入	27,185
受託研究等収入	1,836
寄付金収入	1,388
補助金等収入	1,065
その他の収入	991
投資活動による収入	522
施設費による収入	519
うち補正予算による追加	82
その他の収入	2
財務活動による収入	1,107
前年度よりの繰越金	13,569

注1) 百万円未満切捨てにより表示している。

注2) 資金収入には、平成23年度補正予算（第1号）により措置された東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業が含まれている。

注3) 資金収入には、平成23年度補正予算（第3号）により措置された東日本大震災により被災した設備に係る災害復旧事業（設備分47百万円）及び被災した学生等に係る授業料等免除事業（1百万円）が含まれている。

また、授業料及入学金検定料収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

(別表)学部の学科、研究科の専攻等

医学部	医学科	525 人	(うち医師養成に係る分野 525 人)
	保健衛生学科	360 人	
歯学部	歯学科	358 人	(うち歯科医師養成に係る分野 358 人)
	口腔保健学科	125 人	
医歯学総合研究科	医歯科学専攻	125 人	(うち修士課程 125 人)
	口腔機能再構築学系専攻	171 人	(博士課程 171 人)
	顎顔面頸部機能再建学系専攻	116 人	(博士課程 116 人)
	生体支持組織学系専攻	69 人	(博士課程 69 人)
	環境社会医歯学系専攻	79 人	(博士課程 79 人)
	老化制御学系専攻	46 人	(博士課程 46 人)
	全人的医療開発学系専攻	33 人	(博士課程 33 人)
	認知行動医学系専攻	74 人	(博士課程 74 人)
	生体環境応答学系専攻	66 人	(博士課程 66 人)
	器官システム制御学系専攻	116 人	(博士課程 116 人)
	先端医療開発学系専攻	86 人	(博士課程 86 人)
保健衛生学研究科	総合保健看護学専攻	58 人	(うち修士課程 34 人 博士課程 24 人)
	生体検査科学専攻	42 人	(うち修士課程 24 人 博士課程 18 人)
生命情報科学教育部	バイオ情報学専攻	66 人	(うち修士課程 42 人 博士課程 24 人)
	高次生命科学専攻	69 人	(うち修士課程 48 人 博士課程 21 人)
歯科技工士学校		40 人	